

こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(補助対象団体) 第3条 (略) <u>(3) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある場合は、当該交付年度から起算して3年度を超えていないこと。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助対象経費) 第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に係る講師謝礼、食料費、交通費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料、備品購入費及び諸経費とする。</p> <p>(補助金の額) 第6条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に当たり、地域のコミュニティの活性化に寄与するこどもの居場所として、広陵町公民館条例(昭和48年7月広陵町条例第26号)に規定する分館、広陵町立集会所条例(平成8年6月広陵町条例第1号)に規定する集会所又は広陵町内にあるこれらに類する集会施設(以下「集会施設等」という。)を使用してこどもの居場所を設置する場合の補助金の額は、5万円(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をその上限とする。</u></p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(実績報告等) 第10条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定の適用を受ける補助申請者は、補助対象事業を実施した年度末に当該補助事業年度における活動実施報告書(集会施設等使用分)(第17号様式)を会長に提出しな</u></p>	<p>(補助対象団体) 第3条 (略) <u>(3) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助対象経費) 第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に係る講師謝礼、食料費、交通費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費_____、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料、備品購入費及び諸経費とする。</p> <p>(補助金の額) 第6条 (略)</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(実績報告等) 第10条 (略)</p>

改正案	現 行
<p><u>なければならない。この場合において、前項に規定するこどもの居場所づくり支援事業実績報告書（第9号様式）及び同項各号に掲げる書類の提出を要しない。</u></p> <p><u>3 会長は、前2項の規定により提出された書類のほか、必要があると認めるときは、補助申請者に対し、追加の資料の提出を求めることができる。</u></p>	

改正案

現行

第3号様式（第7条関係）

事業収支予算書

総事業費(A)	円
補助対象経費(B)	円
補助金要望額(C)	円

(歳入)

科目	金額(円)	積算内訳
補助金要望額(C)		
自己資金		
合計		

(歳出)

科目	金額(円)	積算内訳
補助対象経費		
	小計(B)	
補助対象外経費		
	小計	
総事業費(A)		

- ※ 積算内訳欄に、それぞれの科目ごとの詳しい内容を記載してください。
- ※ 補助対象経費の合計額を対象とし、20万円（集会所等を使用する場合は5万円）を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

第3号様式（第7条関係）

事業収支予算書

総事業費(A)	円
補助対象経費(B)	円
補助金要望額(C)	円

(歳入)

科目	金額(円)	積算内訳
補助金要望額(C)		
自己資金		
合計		

(歳出)

科目	金額(円)	積算内訳
補助対象経費		
	小計(B)	
補助対象外経費		
	小計	
総事業費(A)		

- ※ 積算内訳欄に、それぞれの科目ごとの詳しい内容を記載してください。
- ※ 補助対象経費の合計額を対象とし、20万円を上限とします。

改正案

現行

第17号様式（第10条関係）

年 月 日

広陝町社会福祉協議会長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

こどもの居場所づくり支援事業 活動実施報告書（集会施設等使用分）

年度こどもの居場所づくり支援事業補助金の交付決定のあった事業
について、次のおりその実績を報告します。

1 実施内容（※複数回実施の場合は、本様式を実施回数分添付）

No.： _____

実施日時： _____年__月__日（__：__～__：__）

会場名（地区公民館／自治会集会所等）： _____

実施内容（概要）： _____

参加者数：小学生未満 __人 小学生 __人 中学生 __人
高校生以上40歳未満 __人 40歳以上 __人

実施者（氏名）： _____ 印

実施者（氏名）： _____ 印

実施者（氏名）： _____ 印